

# 令和8年度児童家庭支援センター運営事業委託に係る仕様書

## 1 趣旨

この仕様書は、令和8年度児童家庭支援センター運営事業委託に関し、必要な事項を定めるものであること。

## 2 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 3 委託内容

### (1) 地域・家庭からの相談に応ずる事業

地域・家庭からの相談に応ずるための窓口を設置し、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行う。

なお、窓口の設置日数は1日当たり7時間・週5日以上とし、年間240日以上とする。

### (2) 市町村の求めに応ずる事業

市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う

### (3) 都道府県又は児童相談所からの受託による指導

「児童福祉法第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号に定める児童相談所長又は都道府県知事が行う指導の委託について（令和6年8月28日こ支虐350号）」に基づき、施設入所等までは要しないが、要保護性がある又は施設を退所後間もないなど、継続的な指導処置が必要であるとされた児童及びその保護者について、児童相談所長等から受託して指導を行う。

なお、当該委託料には、指導委託24件分の費用を含んでいることから、委託期間の実績件数に応じて、年度末に変更契約を行うこととする。

### (4) 里親等への支援

里親及びファミリーホームからの相談に応じる等、必要な支援を行う。

### (5) 関係機関等との連携・連絡調整

児童や家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、市町村、福祉事務所、里親、児童福祉施設、児童自立生活援助事業所、ファミリーホーム、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所、要保護児童対策地域協議会、民生委員、児童委員、母子自立支援員、母子福祉団体、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、教育委員会、学校等との連絡調整を行う。

## 4 職員の配置等について

(1) 児童家庭支援センターの運営管理責任者を定めるとともに、次の職種の職員を配置するものとする。

ア 相談・支援を担当する職員（2名）

児童福祉法第13条第3項各号のいずれかに該当する者。児童福祉事業の実務経験を十分有し各種福祉施策に熟知していることが望ましい。

イ 心理療法等を担当する職員（1名）

児童及び保護者に対し、心理学的側面からの援助を行う。

## （2）職員の責務

ア 職員はその職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。（児童福祉法第44条の2第2項）

イ 職員は、児童家庭支援センターの果たすべき役割の重要性に鑑み、各種研修会及び異種職との交流等あらゆる機会をとらえ、相談・支援等の技術等に関し自己研鑽に努めるものとする。

## 5 実績報告

（1）契約書第8に基づき「児童家庭支援センター運営業務実績報告書（契約書様式第1号）」を提出する際に、「児童家庭支援センター運営事業実施状況報告書（仕様書様式第1号）」を添付すること。

（2）毎月の事業実施状況について、「児童家庭支援センター運営事業実施状況月例報告書（仕様書様式第2号）」により、事業実施の翌月15日（3月分については、3月31日）までに、県に提出すること。

（3）指導委託について、指導終了後「指導委託実施報告書（個票）（仕様書様式第3号）」を作成し、指導委託をした児童相談所長の確認を受けたうえで、委託業務完了後、県に提出すること。

## 6 個人情報の取扱い

（1）受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護等に関する条例（令和4年岩手県条例第49号）及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

（2）受託者は、法第66条第2項において準用する同条第1項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の個人情報取扱特記事項について遵守しなければならないこと。

（3）受託者は、当該業務において取り扱う個人情報の管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び当該業務に従事する者（以下「受注業務従事者」という。）を指定し、県に報告すること。

（4）受託者は、利用目的以外の目的のために利用しないよう、受託事務等において取り扱う個人情報の使用目的、使用範囲等を明確にすること。

（5）受託者は、引き渡された個人情報の返還、廃棄等の時期を明確にすること。また、業務完了後も発注者に個人情報の保管を指示された場合は、その方法を明確にすること。その保管が完了したときは、発注者の指示に従い、速やかに個人情報を返還し、

又は廃棄すること。

- (6) 受注者は、個人情報の運搬が伴う場合には、運搬の過程で個人情報が紛失等することがないように、受注業務従事者が直接運搬する等、運搬及び受渡しの方法について確実な措置を講じなければならないこと。
- (7) 個人情報取扱特記事項に違反した場合には、損害賠償請求、指名停止等の措置を採る場合があり、法に違反した場合には、法の規定に基づき処罰される場合があること。
- (8) 個人情報の適正な取扱いを確保するため、県は、別途報告又は資料の提出を指示する場合があり、その場合、受託者は、県の指示に従うこと。

## 7 その他

本仕様書に定めるもののほか、「児童家庭支援センターの設置運営等について（令和7年4月7日こ支家第197号こども家庭庁支援局長通知）」に基づき、事業を実施すること。